指定団体（制度）の重要性と指定団体制度を巡る情勢

平成28年12月14日

一般社団法人 中央酪農会議

1．生乳の特性

■生乳は、生き物である乳牛から、毎日生産される。
■生乳は栄養が豊富である反面、傷みやすく、貯蔵性がない液体（生乳の約9割は水分）である。
■したがって、搾乳してから短時間のうちに、処理（＝搬入先を決定）することが求められる。
　処理できないものは廃棄せざるを得ない。
■個々の酪農家の生乳の冷蔵貯蔵タンクの容量は、各農家の生乳生産量の1～2日分くらいなので、毎日のように売り先の確保が求められる。
■生乳供給量は、天候、気温、各々の牛の体調等に左右され、毎日、同じ乳量にはならない。
■生乳需要量も、天候、気温、季節、消費者のニーズ等により、変動する。
　⇒個々の酪農家は、不利な立場（＝買い手市場）に置かれている。

【生乳の成分】

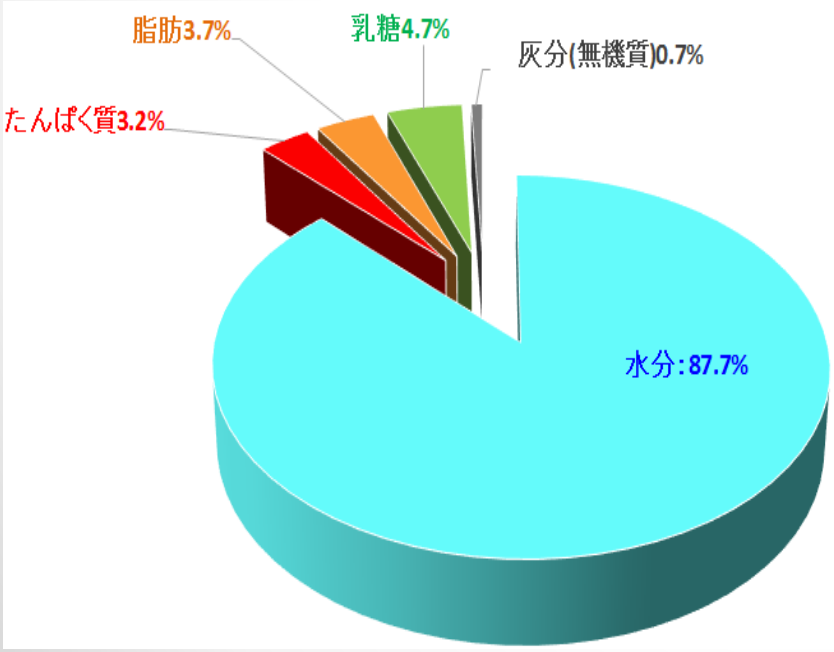

資料）日本食品標準成分表2015年版（七訂）

【月別の生乳需給(27年度)】

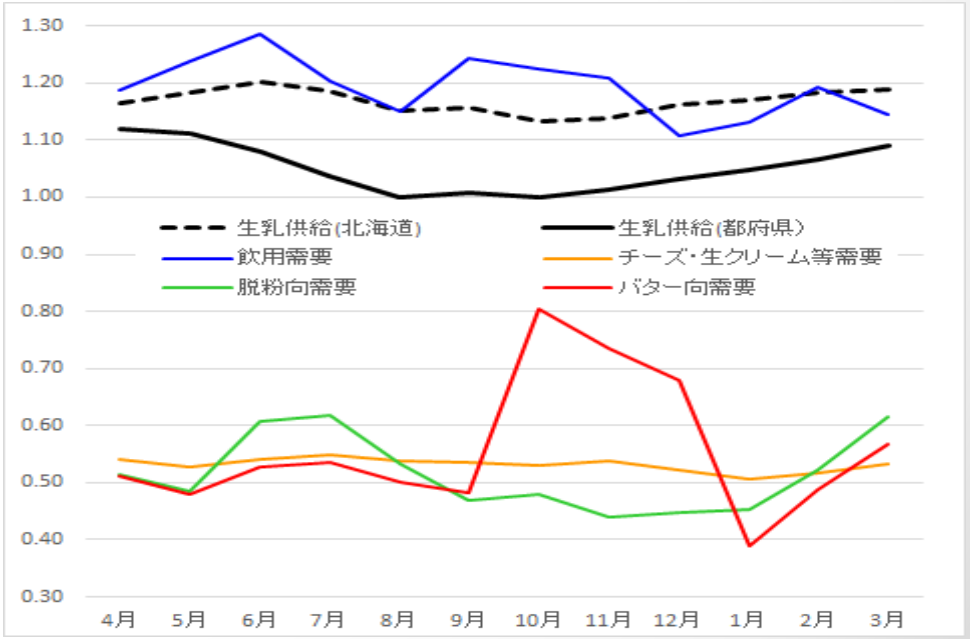

資料）「牛乳乳製品統計」等を元に中央酪農会議が計算。
注　）都府県の月別の1日当たり生乳供給量の中で、最小値であった8月の数値を１として指数化。

２．日本のミルクサプライチェーン

■酪農家は、自由に売り先の選択が出来る。
■生乳の特性上の問題、酪農家にとって生乳を生み出す乳牛の適正な飼養管理が一番求められること等から、個々の酪農家が、変動する需給や消費者ニーズを踏まえて、対応することは困難。
■結果的に、酪農家に代って生乳の販売を行なう組織である「指定生乳生産者団体（指定団体）」を通じて販売を行なう酪農家が大勢を占める（指定団体経由での販売シェア：95%以上）。
■一般的な生乳の流れとして、常に冷却された状態のまま、①複数の酪農家の生乳を一度CS（クーラーステーション）を経由し、工場に出荷する場合と、②農家から乳業工場に直接搬入される場合がある。
■乳業メーカーは、市場のニーズを踏まえ、生乳を原料として牛乳や様々な乳製品を製造する。
■消費者は、量販店等で、牛乳乳製品を購入する。

【生乳の流通（イメージ）】

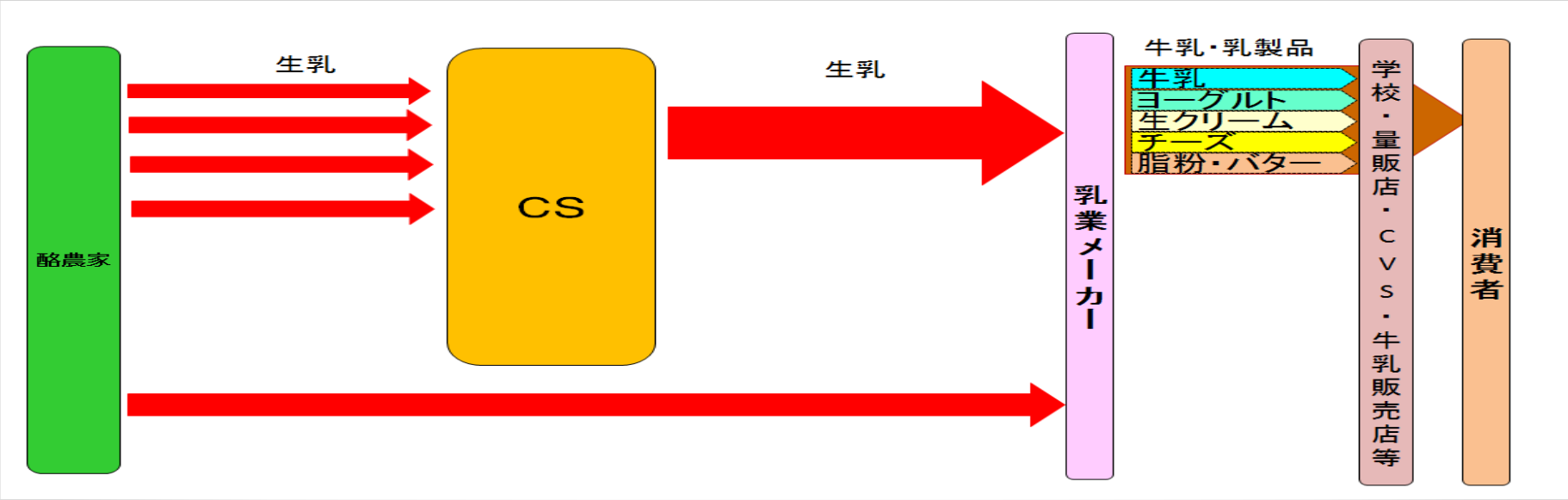

3．日本のミルクサプライチェーンの特徴

（1）生乳生産と人口の分布

■地域別に見ると、牛乳乳製品の消費に関係する「人口」と、「生乳生産量」のギャップは大きい。人口が少ない北海道が、生乳生産の過半数を占める。

■消費地域の需給ギャップを解消するため、広域生乳流通が拡大。

（2）酪農家の分布

■山地の多い、日本には「中山間地域（平野の外縁部から山間地）」が国土面積の約7割を占める。中山間地は、平地に比べ定住しにくく、農業生産にも不向き。

■酪農家の約半数、乳牛の約４割が「中山間地域」に分布。

※反面、国土の有効な利用の推進や農村景観の維持にも繋がっている。

【地域別の人口と生乳生産分布（平成27年度）】

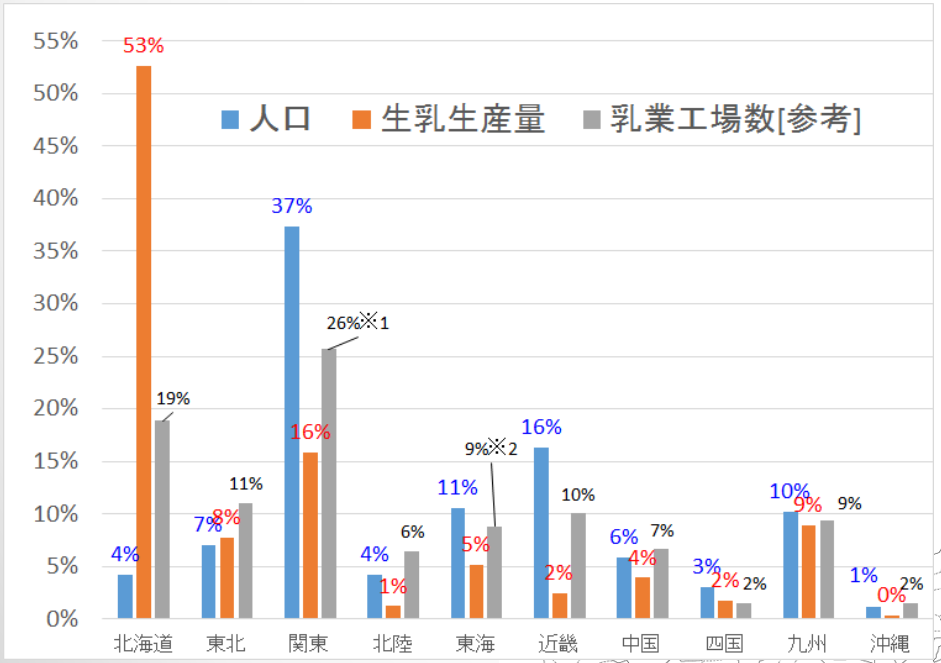

資料：平成27年度国勢調査（総務省）
牛乳乳製品統計（農林水産省）
注※：工場数は、関東地域に東山（山梨・長野）を含み、東海に静岡を含む。

【地域別の酪農家分布（平成22年度）】

①酪農家数

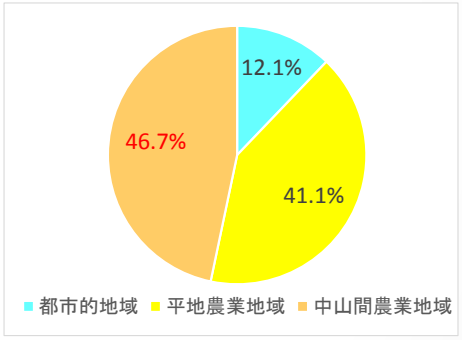

②乳牛飼養頭数

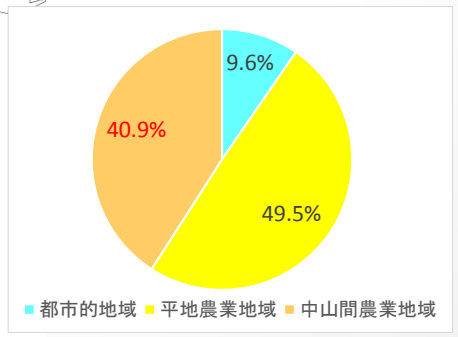

資料：2010世界農林業センサス（農林水産省）

４．指定生乳生産者団体（指定団体）制度の概要

■指定生乳生産者団体制度は、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（不足払い法）に基づく制度。
■多くの酪農家から集荷した生乳の①一元集荷、②乳業メーカーへの多元販売（用途別取引）、③酪農家へのプール乳価支払（乳業メーカーからの用途別乳代をプールし、各酪農家の生乳出荷量や品質に応じて、加工原料乳生産者補給金と共に支払。）について、共同販売事業で実施。
■指定団体の大きな役割は、①指定団体が多くの生乳量を扱うことによる乳業者との交渉力強化、②酪農家の所在地などを踏まえた、効率的な輸送ルート（CSを経由した輸送や、酪農家から乳業者への直接輸送の判断）の設定による輸送コストの低減、③日々変動する生乳生産量や用途別の需要に対し、生乳を廃棄せず売り切る機動的な需給（配乳）調整力、の３つ。
■不足払い法に基づき、補給金の支払い業務の他、生産量・販売量について（乳業メーカーと共に）報告を行政に行うことにより、加工原料乳の認定（補給金の算定）、需給の把握、輸入の判断等を迅速にできるよう協力している。
■酪農家は、指定団体に生乳を販売委託する一方、自ら牛乳乳製品の製造・販売等を行うことは可能。
■安全安心の確保のために行う、酪農家段階での「使用した農薬等の記帳・記録」の推進、生乳の検査の他、消費者に対して行う理解醸成活動等も指定団体が行なう重要な取組。

＜指定団体の広域化＞

■昭和41年4月に「不足払い法」が施行され、47都道府県に指定団体が設立。従来、小規模な団体毎に行なわれていた集乳・販売を、指定団体が集乳し、乳業メーカーに販売する体制に改善すると共に、用途別生乳取引に移行し、生乳取引の透明性が確保された。
■平成に入り、酪農生産地域の特化、酪農家の減少による指定団体の規模格差の拡大、乳業工場の集約化・冷蔵技術や交通網の発達等による生乳流通の広域化の急激な進展等により、県間相互の生乳流通による錯綜、集送乳のロットが小さいためのコスト増大、乳価交渉力の格差等が生じたことに対応し、現在の10団体制（平成15年4月）に移行。

①ホクレン農業協同組合連合会
②東北生乳販売農業協同組合連合会
③関東生乳販売農業協同組合連合会
④北陸酪農業協同組合連合会
⑤東海酪農業協同組合連合会
⑥近畿生乳販売農業協同組合連合会
⑦中国生乳販売農業協同組合連合会
⑧四国生乳販売農業協同組合連合会
⑨九州生乳販売農業協同組合連合会
⑩沖縄県酪農農業協同組合

5．指定団体制度の仕組み

■「不足払い法」のもと、安全安心な生乳の共同販売を通じた安定供給を図ることにより、「酪農経営の安定」「乳業メーカーの安定的な原料調達」「消費者の安定的な製品購入」に資する“三方良し”の制度

【指定団体の重要な役割】

①全量無条件委託の原則の下、生乳需給調整の実効性を確保し、『価格交渉力強化』
　※一定条件の下、酪農家が行なう創意工夫への対応（部分委託による自家製造・直接販売）

②酪農家の立地などを踏まえた、効率的な輸送ルート設定による『集送乳輸送コストの低減』

③日々変動する生乳生産や用途別需要に対応し、生乳を廃棄せず売り切る機動的な『需給調整力』
　※取引価格が生産コストを下回る乳製品向けの価格を補うため、乳製品を安定的に供給する生産者に対し、加工原料乳生産者補給金を交付。⇒北海道（乳製品向け供給中心）、都府県（飲用向け供給中心）の役割棲み分け

④安全安心のための『酪農家段階での使用農薬等の記帳記録の推進』『乳業者・獣医師等と協力した安全安心協議会の開催』『農薬等の実態調査の実施』『農薬等の残留に係る定期的検査への協力』『（第三者による認証を受けた検査施設による）生乳検査』

⑤消費者等への日本酪農及び国産牛乳乳製品に関する『理解醸成活動』

６．加工原料乳生産者補給金等暫定措置法設立の背景①

（１）畜産物の価格安定等に関する法律の制定

①昭和30年代以降の著しい経済成長により、農業と他産業との所得格差拡大。

②農産物の需要構造の大きな変化（米・麦等の穀物の需要減と、畜産物や果実等の農産物の需要増）。

③政府は1961年（昭和36年）、新しい農業政策の方向（需要減農産物から需要増農産物生産への円滑な転換と需要にあわせた農業生産の実施）を示すために「農業基本法」を制定。

農業基本法において、酪農は「選択的拡大」部門として位置づけられ、政府による酪農支援が開始、以降本格的発展へ。

④1950年～1960年代（昭和25・35年代）、生乳や乳製品の需給は非常に不安定で、酪農家と乳業メーカーの間で「乳価紛争」が多発。

⑤これらを背景に、1961年10月農業基本法の関連法案として「畜産物の価格安定等に関する法律（畜安法）」が成立。

＜畜安法の概要＞

生乳と指定乳製品（バター、脱脂粉乳、全脂加糖練乳、脱脂加糖練乳）の価格安定化を図るために、生乳に対して「安定基準価格」、指定乳製品に対して「安定下位価格」「安定上位価格」を決定。

価格安定のための主要業務（価格低下時の指定乳製品の調整保管、価格上昇時の保管乳製品の放出、乳製品在庫不足時の輸入、等）は、1961年12月に設立された「畜産振興事業団（現：農畜産業振興機構）」が担う。生乳については、安定基準価格以下で乳業メーカーが酪農家から買っている場合、農林大臣・知事は、安定基準価格までの引き上げを勧告でき、その勧告に従わない場合、畜産振興事業団は、当該乳業メーカーから指定乳製品の買い入れを行わない。

また、価格低下時に、生乳生産者団体が作成する指定乳製品の生産計画を農林大臣が認定することが組み込まれている。

７．加工原料乳生産者補給金等暫定措置法設立の背景②

（２）加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の制定

①畜安法制定当時の生乳取引は、殆どが、小数の乳業メーカーと多数の酪農家の間で個別契約を結ぶことにより行われていたが、この状況下では、酪農家の価格交渉力は弱く、生産者側の組織力強化の必要性が検討された。

②生産規模の拡大や技術の向上により生乳生産は年々増加し、生乳の価格は低下傾向が続いていたため、再び乳価紛争が多発。

③物価水準や労働賃金は上昇傾向で、生乳の安定基準価格は引き上げられたが、牛乳や乳製品の需要の伸びは鈍化。慢性的な供給過多状態の中で、指定乳製品の安定価格帯の引き上げは思い通りにいかず、1960年代は、畜産振興事業団による乳製品の買い入れが恒常化。同法の価格安定制度での対応の限界が浮き彫りになった。

④効率的な需給調整と乳価形成を促す新たな制度が検討されることとなり、1965年（昭和40年）6月に加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（「不足払い法」）が制定。

＜加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の概要＞

①加工原料乳地帯の再生産を確保するため、指定団体を通じた、酪農家に対する加工原料乳生産者補給金の交付。

［平成12年度以前］「保証価格（生産者が再生産に必要な推定経費）」と「基準取引価格（＝乳業者が生産者から加工原料乳を買い入れる際の支払い可能な推定乳代）」との差額を予め定められた加工原料乳の上限数量の範囲内で補給金として補填。

［平成13年度以降］保証価格と基準取引価格は廃止され、生産コストの変化率に応じて補給金単価を決める仕組みに移行。

②生乳流通及び生乳価格形成の合理化のための、指定生乳生産者団体制度（一元集荷多元販売、プール乳価）。

③乳製品の価格安定（「安定指標価格」が定められその90%（乳製品の買い入れ基準）～104%（保管乳製品の売渡し基準）の範囲に収まるように売買操作を行うように変更）と、乳製品の輸入を畜産振興事業団による一元管理。

※平成13年度に安定指標価格は廃止。

８．指定団体広域化以降の飲用向け乳価・改定の状況

■指定団体が広域化して以降、飲用向け乳価については、5回の引き上げを実現（合計約22円/kgの引き上げ）。

【生乳価格（全国）と生乳生産費（都府県）の推移】

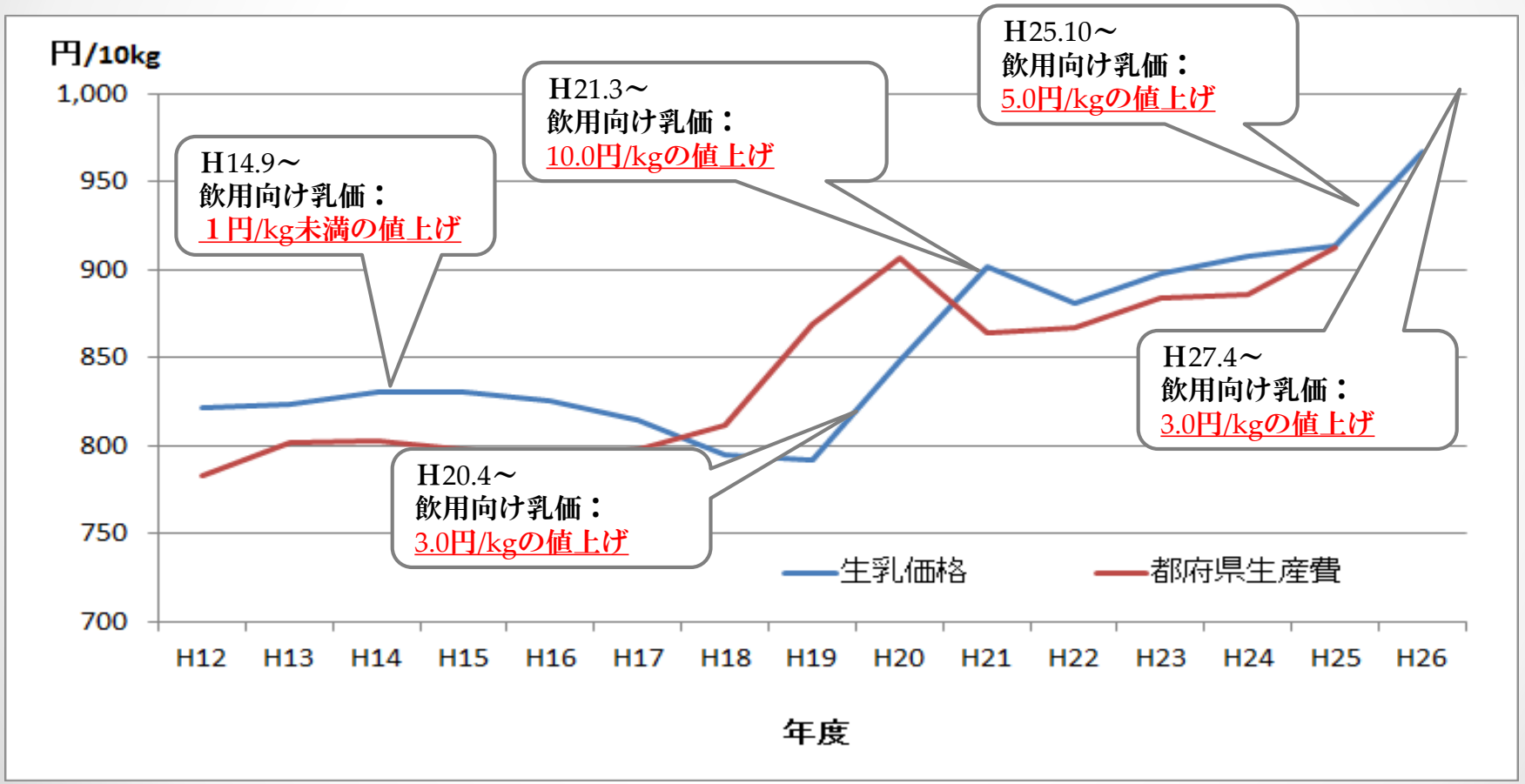

資料：生乳価格は、牛乳乳製品統計（農林水産省）
　　：生乳生産費は、牛乳生産費調査結果（農林水産省）

９．熊本地震の発生と指定団体の対応

■4/14以降、熊本県を中心に震源地の異なる大規模な地震が同時多発的に発生。
酪農を中心とした九州地方の生乳流通も含めて、酪農に甚大な被害を与えた。
■このような状況の中、廃棄乳回避のため、九州販連（指定団体）の機能が発揮（全国連、他指定団体、乳業メーカーと連携協力し、域外への送乳等に取り組む）された。

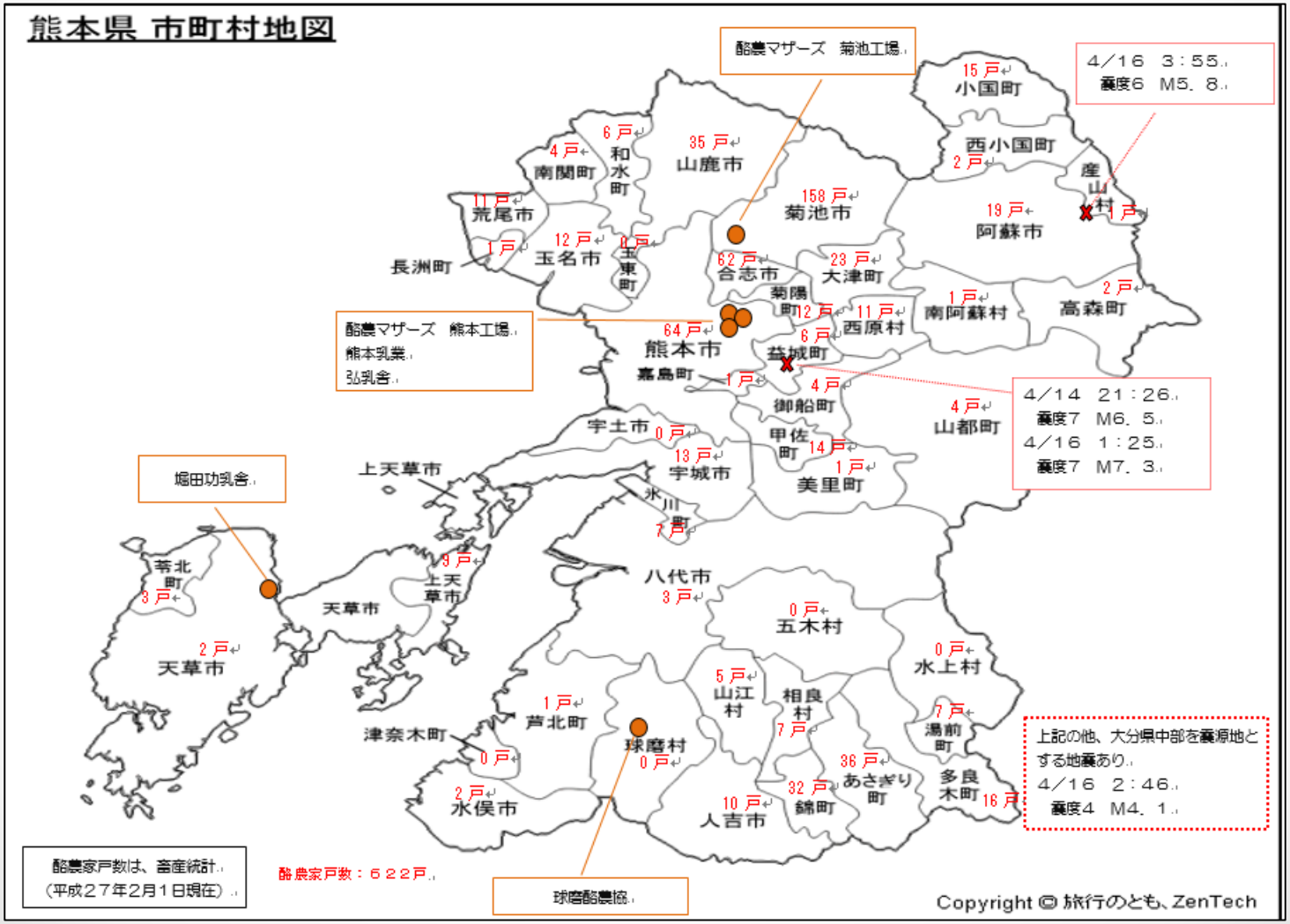

10. 指定団体制度を巡る議論などの主な経過（前半）

2015年6月4日

■「全国生乳自主販売協議会」が規制改革ホットラインに「加工原料乳生産者補給金の直接支払について」「酪農家、乳業者に第二の選択を」と題する提案。

9月11日

■規制改革会議(内閣府)の農業WGで、当初は社会問題化した「バター不足」の原因を探るものとして、酪農分野の規制改革に向けた審議を開始。
■今年3月末までに計12回の会合を開き、農水省、酪農家、乳業メーカー、流通、ホクレンなどへのヒアリングも実施。

2016年3月31日

■規制改革会議・農業WGが指定団体を通じた販売と他の販売ルートとのイコールフッティングの確保、指定団体制度廃止の必要性を明記した「生乳流通等の見直しに関する意見」取り纏め。
※しかしながら、結局、バター不足と制度の関連性は見出せず。

4月8日

■規制改革会議が農業WGの意見を踏まえ、指定団体制度の廃止を柱とする提言を取り纏め。

※規制改革会議・農業WGの「生乳流通等の見直しに関する意見」取り纏め後、4月に指定団体、JA北海道中央会、日本酪政連代表者、指定団体会長会議等が「指定団体制度の機能の維持」を森山前農相に要請。自民党内でも指定団体廃止の提言は受け入れられない旨、森山前農相に申し入れる共に、河野前規制改革担当大臣に提言撤回を求めた。

5月19日

■規制改革会議が「規制改革に関する答申」を取り纏め、安倍首相に提出。答申には指定団体制度廃止の文言は盛り込まれず、「指定団体制度の是非や補給金交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、秋までに結論を得る」と明記され、結論は先延ばし。
■前提として、“現在の指定生乳生産者団体が有している諸機能を評価・検証し”の文言が記載されている。

6月2日

■政府は、規制改革会議の答申内容を盛り込んだ「規制改革実施計画」を閣議決定。

11. 指定団体制度を巡る議論などの主な経過（後半）と今後の見通し

2016年9月12日

■規制改革推進会議(内閣府)が（メンバーを半分程入れ替え）発足。

9月13日

■農業WGで、第１回目の会合。議論開始。
※農業WGの議論のテーマは２つ（生産資材価格、生乳流通[指定団体制度]）
■第５回[10/13]に、農水省ヒアリングを実施、第６回[10/18]に、関東販連、乳業、酪農家へヒアリングを実施。第2～4回は生産資材が議論のテーマ

11月7日

■第４回規制改革推進会議が開催。指定団体制度に係る中間報告として「魅力ある牛乳・乳製品を作り出す酪農業の実現に向けた改革の方針」が提出。

11月11日

■第７回農業WGで、酪農家間の不公平感を助長し指定団体の機能を形骸化する内容の「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」が取り纏められた。
■焦点は、①指定団体を通じて生乳を販売しない酪農家（アウトサイダー）にも補給金を交付、②原則、全量委託の見直し・部分委託の拡大等。

※農業WGの意見取り纏め前後に、指定団体会長会議、全中、JAグループ北海道、日本酪政連等が「指定団体制度の機能の維持」を関係各所に要請。
※11/21、全中主催で「JA自己改革等に関する与党との緊急集会」が開催。指定団体会長等酪農・農業関係者が約1500人参加し、指定団体の機能維持等を決議。
※自民党でも、酪農家・乳業・指定団体等へのヒアリング等を行い、11/25に党として「農業競争力強化プログラム」（農業WGの意見書への修文）を取り纏め。

11月28日

■（自民党との調整を踏まえ）農業ＷＧ取りまとめを一部修正した『牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見』を了承。

11月29日

■政府は「農林水産業・地域の活力創造本部」を開催し、自民党において了承された「農業競争力強化プログラム」を政府としての決定事項とした。

※同日安倍首相は、「次期通常国会（会期：29年1～6月）に法案を提出する」と述べており、３月中旬頃までに法律改正案の骨子を固める方向で作業は進められるとの見方がなされている。このため、農林水産省においては、『関係者の意見を聞き、十分な調整を行う』等とされた事項（次頁以降参照）についての検討が、早急に開始される見込み。

12. 農業競争力強化プログラム(牛乳・乳製品の生産・流通等の改革の抜粋)

13 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革

（１）加工原料乳生産者補給金制度の改革

①現在、指定生乳生産者団体に指定されている農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下単に「農協」という。）は農業協同組合法に基づき、スリム化・効率化や共同販売の実を上げる乳価交渉の強化を図りつつ、今後ともその機能を適正に発揮することは極めて重要である。

②その上で、指定された農協に委託販売する生産者のみに国が財政支援を行うという、現行の方式は見直し、生産者が、出荷先等を自由に選べる環境の下、経営マインドを持って創意工夫をしつつ所得を増大させていく必要がある。国は早急に基本的なスキーム（年間の販売計画等の内容、部分委託・販売に関するルール等）を設計し、関係者の意見を聞き、十分な調整を行うものとする。その際、以下の点を考慮し、十分な調整を経て改革を行うことが必要である。

○補給金の交付対象に関しては、年間の販売計画の仕組みが、飲用向けと乳製品向けの調整の実効性を担保できるものとする

○部分委託に関しては、現場の生産者が不公平感を感じないよう、また、場当たり的利用を認めないルール等とする

○条件不利地域対策に関しては、条件不利地域の生産者の生乳が確実に集乳され、不利な生産条件を補えるものとする

③今後の補給金の交付手続等については、その円滑な運営に資するため、以下を基本として、今後、具体化する。

○補給金は、加工原料乳の生産を確保するという補給金の目的に即した基準を定め、これに該当する全ての生産者に交付する。

○補給金を農協等から生産者に交付する場合には、乳価の支払額と補給金の交付額とを生産者に明確に示す。

○補給金を受給しようとする生産者は、飲用乳、加工原料乳の年間の販売等計画及び販売等実績を国に報告する。また、生産者が農協等に委託・販売を行う場合は、農協等が自らの飲用乳、加工原料乳の年間の販売計画、販売実績及び販売コストを国に報告する。

○農協等に部分委託・販売を行う場合は、農協等と生産者との間で委託・販売に係る数量・ルール等について取り決めを行う。

○条件不利地域の生産者についても、確実に集乳が行われるようにするため、的確な集乳や集乳経費のプール処理を確保できる公正な基準を定め、これに該当する農協等に集乳経費を補助する。

12. 農業競争力強化プログラム(牛乳・乳製品の生産・流通等の改革の抜粋)

（２）販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革

○現在、生乳の大宗を受託する指定生乳生産者団体が行う交渉について、乳価交渉のメンバーや交渉プロセスを抜本的に見直す。なお、農協等は自らの合理化も含め、中間流通コストや物流コストの削減を進め、生産者の所得がより向上するように対応する。

○今後、販売を担う農協等にあっては、消費者ニーズや販売動向に最大の関心を払いつつ、交渉相手となる乳業メーカーの製造コスト情報の収集・分析を含め、真に生産者のためにあらゆる手段を尽くした交渉へと改革する。また、交渉経緯や結果についての生産者に対する説明責任を十分に果たし、透明性を確保する。

○農協等が、系列の乳業メーカーに販売する場合においては、他の乳業メーカーと同等の販売先と位置付けて公正に交渉を行う。

○乳業メーカーは、自らの生産性も考慮した適正価格で安定的な生乳取引が行われるようにすべきである。

（３）酪農関連産業の構造改革

○乳業メーカーの工場稼働率を高め、我が国乳業全体の生産性を向上し、生乳価格を安定させるため、国は、国際競争に伍していける水準の生産性の実現を目指した乳業の業界再編・設備投資等を推進することとし、政府系金融機関の融資、農林漁業成長産業化支援機構の出資等による支援を行う。

○飲用牛乳・乳製品価格の安定を図るためにも、量販店等の事業再編や業界再編を推進するとともに、公正取引委員会は、量販店等の不公正取引（優越的地位の濫用による買いたたきや不当廉売等）について、徹底した監視を行う。

（４）国家貿易の運営方式の改革

○乳製品の国家貿易については、国内需要の変化に対し、より一層、機動的な対応が求められることから、最終消費者の動向を把握している様々な民間事業者からの情報収集をこまめに行うなど、適切に運営する。

○国家貿易で輸入したバター等乳製品について、売渡時に最終消費までの流通を確認する等のモニタリング強化策を徹底するとともに、適切な運用が継続されるよう、ＰＤＣＡを不断に回す。

（５）酪農家の「働き方改革」

○生産者は、毎日朝夕の搾乳や飼料の給与等、農業従事者の中でもとりわけ過酷な労働条件にある。国は、政府の最重要課題である「働き方改革」の趣旨を踏まえ、搾乳ロボットやパーラーなど、労働条件を大きく改善する設備投資をはじめとする労働支援を幅広い生産者が実行できるよう、短期・集中的に支援する。

参考１：指定団体制度が機能停止された場合に想定される影響（英国におけるＭＭＢ解体の事例より）

■英国では、法律に基づき、**地域の酪農家の生乳出荷を一元的に管理するＭＭＢ**（指定団体に相当）が**地域毎に設置されていた**（**約60年続いていた**）**が、1994年に解体**。

■その後、任意組織である酪農協が設立されたが、大手スーパーと連携した多国籍乳業メーカーとの直接契約が増加し、**価格交渉力が低下**し、混乱。

■乳業・流通資本の寡占化が進む一方で、酪農協組織の再編、酪農家の再結集等の動きもあるが、なかなか進んでいない。

■これらの結果、２００８年の世界食糧危機の際、世界的に乳価が上昇した時も**英国の乳価は上げ渋りの状況が続き、値上げ幅はEU平均を下回**ってる。

EU及び英国における生産者乳価の推移

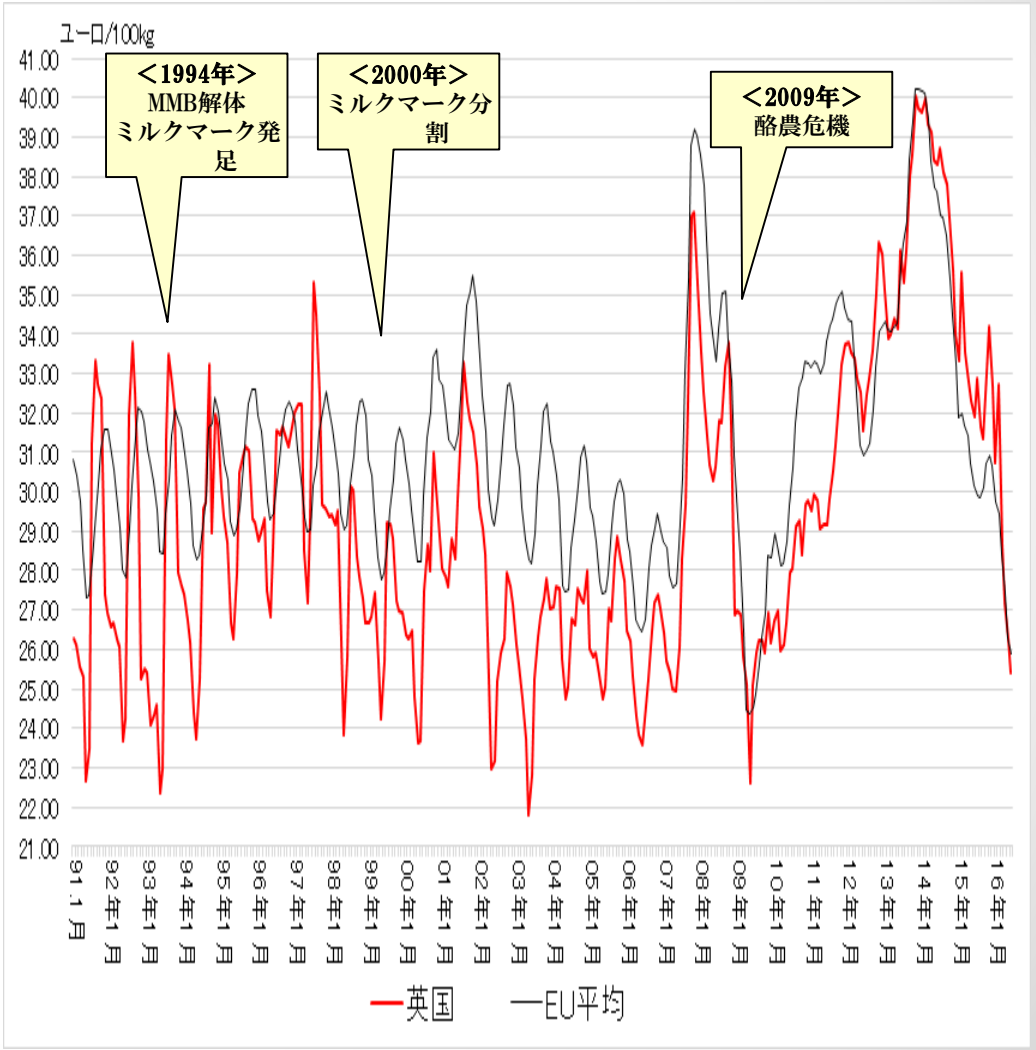

資料：欧州委員会HP

ＭＭＢ解体（1994年）以降の生乳流通や酪農製品市場の多様な変化を経験する中で、現在、ＭＭＢについてどのように総括し評価しているのか？

DairyUK（英国を代表する乳業団体）
政策部長ピーター・ドーソン氏

■MMB解体は、一部の酪農家による不満が一つの動機。
■用途別乳価から単一乳価となった生乳価格は、国際市場などの影響を強く受けるようになり、一時3割以上急落。その後も短期間に大きな変動を繰り返して、ミルクサプライチェーンは不安定に。
（消費者にも、小売業にも、乳業にも、酪農家にも、望ましい姿にはなっていない）
■政府は「競争を促し酪農と乳業の体質を強化する」ことを目指したが、多くの英国の乳業者は外国資本の乳業者に市場を明け渡したし、酪農生産の効率化はそれまでも想定した範囲。
MMB解体による効果は産まれていない。
■そうした経験を踏まえると、現在でもMMBが望ましい仕組み。

酪農家（ヨーロッパ農業者連盟酪農委員長）
マンセル・レイモンド氏
（ウェールズ・ペンブロークシャーで620頭の搾乳牛飼養、農地1500ha）

■MMB解体以降、国際市場との連動が強まり酪農は極めて不安定に。
■比較的安定している飲用市場への出荷志向が強まり小売業からの影響を強く受けるようになった。結果的には、酪農家も乳業も市場からの強い支配を受け産業の体質が弱体化。
■当時、（自分も含め）若い酪農家は、新しい変化に対して希望を抱いたが、結果的には、小売業の強い影響を受ける構造になってしまい酪農経営の自立性が弱まった。
■本当に日本の酪農を守りたいなら、日本は英国と同じ過ちを繰り返してはならない！
■酪農の産業的特質を日本政府に良く理解させなければならない。

酪農家（農家民宿も経営）
ドナルド・タイソン氏
（イングランド・チェスター近郊で300頭の搾乳牛を飼養、農地200ha）

■約20年間の経験を踏まえると、MMBは安定したシステムで、可能なら今からでも戻すべき。
■酪農は他に比較して変化への弾力的対応に限界。
■経営革新(増頭、飼養技術の変更等)を行いたいが、その効果を出すには3年以上はかかる。しかし、現状のように乳価が変動し生乳の買い手が不安定な状況では、経営計画を作ることが難しく、投資のための融資も受けられない。
■「どんなに意欲的な経営者でも、“変化に極めて弱いという酪農生産や生乳流通に特有の構造的課題に対処できなくなる”こと」に気付くべきだった。

【同行研究者のコメント①】
矢坂雅充　氏（東京大学大学院准教授）

■MMB解体によって、国内乳価の国際乳製品価格との連動、競争的な直接取引による乳価の格差や変動が常態化し、国際価格の乱高下による酪農経営の危機、生乳生産の縮小という事態に直面した。
■こうした中で、一部の量販店は、PB牛乳の原料乳を確保するために生産費ベースの取引乳価などを保証する生産者グループを組織化したが、多くの生産者の不満や乳業メーカーの需給調整コストの増大をもたらしている。

【同行研究者のコメント②】
竹下広宣　氏（名古屋大学大学院准教授）

■MMB解体後、利益の配分構造は変化したが、この変化は酪農生産者、乳業者、流通（小売）業者の間での移転に留まるもので、消費者メリットはもたらされていない。
■また、生乳流通が不安定になったことから、小売チェーンが飲用牛乳確保のため生産者と直接契約を結ぶようになった。今後は、経営効率性に優れた生産者だけを差別的に選抜し、小売マージンの増大実現を図ることになろうが、これが実現しても消費者にとっての経済メリットは生じないだろう。このように、公正な利益配分は実現されず、消費者へのメリットも期待できない。